

2025 年 9 月

厚生労働大臣
福岡資麿様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について、特に重要と思われる事項について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

なお、下記に記載の事項に加え、別紙においてもご検討を賜りたく存じます事項を整理しております。併せてご確認くださいようお願い申しあげます。

記

1. 労働保険料の納付環境整備

(1) 金融機関における申告書の受付・回付事務の廃止【7回】¹

¹ 【〇回】は令和元年以降の要望回数を示す。これ以降の記載も同様。

現在、金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に併せて労働保険の年度更新の申告書を受け付け、都道府県労働局に回付する事務を取り扱っている。

ここで、事業主においては、労働保険料の申告と納付のためには、金融機関窓口に出向くことが通常であるとして、このために生じるコスト・非効率性を意識することなく、行動変容に繋がらない要因になっていることが想定される。

2026 年度の年度更新から、労働保険の電子申請が義務付けられている法人に対して、申告書の送付がなくなると認識しているが、引き続き、一部法人に限らず、全ての法人で電子申請が利用される取組みを検討いただきたい。

また、申告書の受付・回付事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、個人情報保護の観点からも、事業主が都道府県労働局に直接申告する本来の取扱いに変更していただきたい。

(2) 電子申請の義務化対象拡大と電子納付の義務化【7回】

2020 年 4 月から、大法人に対して労働保険の年度更新に関する申告書の電子申請が義務化されているところ、上記(1)の事情からも、義務化の対象を全ての法人に拡大していただきたい。

また、金融界としては、電子申請のみならず、その先の電子納付についても、最終的には電子納付率 100%を目指すべき将来像と考えており、労働保険料の電子納付の義務化についても進めていただきたい。

なお、上記のプロセスは、納付者の理解を得ながら進めることが肝要であると思われるため、利便性向上策（例えば、e-Gov の UI・UX のさらなる改善を図ること等）と両輪で進める必要があると考える。

2. 国民年金保険料等の納付環境整備

(1) 統一 QR コード納付の実現【4回】

2023 年 4 月から、総務省の取組みとして、固定資産税や自動車税種別割等の「地方税統一 QR コード」による収納が開始されている。同一規格の QR コードを導入することで、スマホ納付等による納付者の利便性の向上、収納状況・情報の迅速・正確な把握ならびにデータ処理による金融機関窓口および関係省庁の事務負担軽減が図れるため、貴省におかれては、国民年金保険料や厚生年金保険料においても同一規格の QR コードを活用した納付手段の導入をいただきたい。

(2) マイナポータルや e-Gov を活用した納付チャネルの実現【7回】

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月閣議決定)において、デジタル庁は、「マイナンバーカードやマイナポータル、G ビズ ID や e-Gov 等を活用した行政手続のデジタル完結の推進に取り組んでいく。」こととされている。

この行政手続のデジタル完結の推進の一環として、国民年金保険料等をはじめとする貴省所管の社会保障分野の料金を電子納付するため、これらを活用した納付チャネルの導入を実現いただきたい。

なお、この納付方法は、個人・法人の別を問わずに利用できるものであり、国税の e-Tax や地方税の eLTAX とも、ワンスオンリー・ワンストップの原則でサービス連携できるものであることが望ましいと考える。

3. 口座振替に係る経費負担の適正化【7回】

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

労働保険料、国民年金保険料等の預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償も確保できていない実態がある。

手数料の適正化は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、この一刻も早い是正をお願いしたい。

4. 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化【3回】

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、昨今では電子照会が急速に進展しているものの、書面による照会は依然として相当数に上る。また、貴省所管の法令にもとづき受領する分は、国税や地方税に係るものに次いで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。これは、照会結果が「取引なし」と回答したものについても同一であり、取引の有無にかかわらず相応のコストをかけつつ対応をしているものである。

一方で、貴省の地方支分部局（労働局や労働基準監督署）や地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

また、預貯金照会等の電子化が進展する中で、他分野においては照会の必要性が乏しい照会が発生しており、結果として不要なコストが発生している事例があると仄聞している。こうした照会が発生している背景の一旦には、経費負担の適正化が十分に図られていない可能性も考えられる。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する上記関係者の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、預貯金等照会に関しては、民間の電子化サービスが存在し、2025 年 6

月2日にデジタル庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省にて決定された「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」において、「デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和7年3月末までに預貯金照会のオンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定する」との方針が示されている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、上記方針案を策定するに際し、地方支分部局等における民間事業者によるサービスの導入をご検討いただきたい。

以 上

(別 紙)

労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について
その他要望事項一覧

【目 次】

- 1. 厚生労働省が所管する法令にもとづく料金の納付環境整備**
 - (1) 任意継続被保険者の保険料納付の電子化
 - (2) 国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼の伝送化
 - (3) 技能実習計画の認定申請に必要な払込明細書【新規】

- 2. 電子納付の利用勧奨**
 - (1) 継続的な周知・広報の取組み
 - (2) 納付者に対するインセンティブ付与

- 3. その他**
 - (1) 労働保険料の口座振替納付書の送付先変更

1. 厚生労働省が所管する法令にもとづく料金の納付環境整備

(1) 任意継続被保険者の保険料納付の電子化

- 任意継続被保険者の保険料の電子納付が可能となるよう、規則改正を行っていただきたい。

健康保険法施行規則 138 条においては、任意継続被保険者の保険料納付に関し、「納付書により納付しなければならない」と定められており、紙の納付書廃止の阻害要因となっている。

貴省におかれては、上記保険料の電子納付が可能となるよう、規則改正を行っていただきたい¹。

(2) 国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼の伝送化

- 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援および地方公共団体・金融機関の事務効率化を図る観点から、本件のインターネットバンキング等を用いた伝送化の取組みを積極的に支援いただきたい。

地方公共団体から各都道府県の国民健康保険団体連合会宛に、負担金等を振り込む事務があると聞いており、独自の振込用紙が使われていることから、金融機関側の業務負担の大きい事務となっている。

貴省におかれては、地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援および地方公共団体・金融機関の事務効率化を図る観点から、本件のインターネットバンキング等を用いた伝送化の取組みを積極的に支援いただきたい。

(3) 技能実習計画の認定申請に必要な払込明細書【新規】

¹ 仮に、現行規定においても電子納付が可能ということであれば、そのことが健康保険組合に認知されていないと思われるため、改めて解釈・運用を示していただきたい。

- 技能実習計画の認定申請手続きにおける払込明細書の提出を撤廃し、インターネットバンキング等を活用した払込確認方法のデジタル化を図ることにより、申請者の負担軽減および手続の効率化を実現することをご検討いただきたい。

技能実習計画の認定申請手続においては、技能実習計画認定申請手数料を払い込んだことを証する払込明細書の提出が求められているところである。

しかしながら、払込明細書の取得を目的として銀行窓口での支払いを選択せざるを得ない申請者が多く、申請手続の利便性を損なう一因となっていると認識している。

ついては、払込明細書の提出を撤廃し、インターネットバンキング等を活用した払込確認方法のデジタル化を図ることにより、申請者の負担軽減および手続の効率化を実現することをご検討いただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

- 新たな電子納付手段について、その周知・広報は、導入時だけではなく、継続的に実施することで、浸透が図られるものとするため、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。
- 金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）の提供等をお願いしたい。

貴省におかれては、国民年金保険料において、2024 年 1 月に、ねんきんネットを活用した「納付書によらない納付」、2024 年 3 月には口座振替納付に関する電子申請を開始する等、納付環境整備を進められているものと承知している。

こうした新たな電子納付手段について、その周知・広報は、導入時だけではなく、継続的に実施することで、浸透が図られるものとするため、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）の提供等をお願いしたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

- 電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えするため、労働保険料についても同様の措置を検討いただきたい。

国民年金保険料においては、口座振替の前納または早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このようなインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えするため、労働保険料についても同様の措置を検討いただきたい。

3. その他

(1) 労働保険料の口座振替納付書の送付先変更

- 各労働局および金融機関の事務効率化の観点から、納付書の送付先を各支店とするか、事務センター宛の一括送付とするか選択することができるようになりたい。

現在、口座振替納付書については、各労働局から引落口座が属する金融機関支店宛に送付されることになっている。一方、金融機関によっては、実際の口座振替手続きは、事務センターが行っている場合があり、各支店は納付書受領後に、センター宛転送している事情がある。

については、各労働局および金融機関の事務効率化の観点から、納付書の送付先を各支店とするか、事務センター宛の一括送付とするか選択することができるようになりたい。

以 上